

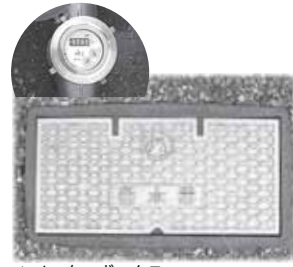


市営水道を 利用している皆さんへ

水道メーターの検針にご協力を

市営水道の検針は、2か月ごとに行います。
検針がしやすいように、メーターボックスの管理は次のことに注意・協力をお願いします。

- 中をきれいに保つ
- ふたが破損する原因になるので、上に物を置いたり、車やバイクを駐車しない
- 犬はメーターボックスから離してつなぐ



▲メーターボックス

平成28年度 水質検査計画の公表

水質検査計画は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために策定しています。

市では、皆さんに水道水を安心して使用してもらうため、平成28年度水質検査計画を策定し、今月下旬に市ホームページと水道課窓口で公表します。

水道課 ☎ (93) 3340

こんなときは
連絡を

水道課へ連絡

- 所有者が変わったとき
- 水が変色したり、出なくなったり
- 道路で漏水を発見したとき

富里営業所へ連絡

- 引越など、開・閉栓が必要とき
- 検針に関すること
- 使用者が変わったとき
- 水道料金に関すること

富里営業所

☎ (93) 1791

月・金曜日
午前8時30分～午後5時30分
土曜日
午前8時30分～午後0時30分
※日曜日と祝日は受け付けていませんので注意してください。

料金の支払いは
便利な口座振替で

一度手続きをすると、支払いの手間が省けます。申し込めば、次のものを持参し、取扱金融機関の窓口でお願いします。

- 預金通帳
- 届出印
- 納入通知書や使用水量などのお知らせ(検針票)

皆さんの意見を行政に反映させるため パブリックコメントを募集

市では、次の計画案、要領案について公表し、意見を募集します。提出された意見と意見に対する市の考え方や、意見を考慮して案を修正したときは、内容と理由を公表します。なお、意見に対する個別の回答はできません。

富里市耐震改修 促進計画(案)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正・施行を踏まえて、「富里市耐震改修促進計画」の改正作業を進めています。今回、案を作成しましたので、市民の皆さんに公表し、意見を募集します。

■閲覧・意見募集期間
3月22日(火)まで
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

■閲覧場所
○都市計画課窓口
○市ホームページ
■意見書の提出方法
意見書(様式自由)に氏名、住所、電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出

- 都市計画課窓口へ直接持参
- 郵送(22日消印有効)
- FAX
- 電子メール

問・提出先

都市計画課宅地建築班
☎ (93) 5148
FAX (93) 5153
✉ toshikakaku@city.tomisato.lg.jp

〒286-0292
(住所不要)

障害を理由とする差別 の解消の推進に関する 職員対応要領(案)

障がいをする理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によつて分け隔てなく、相互に共生する社会の実現に資するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が4月から施行されます。今回、法律に基づいて市職員の対応要領を定めるに当たり、その概要を公表し、市民の皆さんの意見を募集します。

■閲覧・意見募集期間
3月22日(火)まで
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

■閲覧場所
○総務課窓口
○日吉台出張所窓口
○市ホームページ
■意見書の提出方法
意見書(様式自由)に氏名、住所、電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出

- 総務課窓口へ直接持参
- 郵送(22日消印有効)
- FAX
- 電子メール

問・総務課人事給与班

☎ (93) 1113
FAX (93) 9654
✉ jin@city.tomisato.lg.jp

〒286-0292
(住所不要)

この時期は空気が乾燥し、強風の日も多いことから火災が発生しやすくなります。火の取り扱いに十分注意しましょう。なお、運動期間中に消防本部・署と消防団では、午後9時にサイレンを鳴らしますので、就寝前に火の元の点検をお願いします。

問い合わせ先 ●消防本部・署 ☎ (92) 1311
●北分署 ☎ (91) 0119

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント！

3つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
○お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる

火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器を設置しましょう

問消防本部予防課 ☎ (92) 1313

住宅用火災警報器は、火災時の煙や熱を自動的に感知し、警報や音声で火災を知らせてくれます。

住宅用火災警報器の設置は、新築・既存住宅を問わず義務づけられており、市の火災予防条例では「煙式(煙感知器)」の設置を定めています。

3月1日～7日は春の火災予防運動

無防備な 心に火災が かくれんぼ

資源ごみの拠点回収を試験的に実施します

問環境課リサイクル推進班 ☎ (93) 4946

資源ごみの拠点回収を実施しています。また、日頃の資源ごみの出し方や資源回収団体などは、市ホームページで確認できます。

■日時・場所 3月27日(日)【雨天決行】

○午前9時～11時30分 市役所職員駐車場

○午後1時～3時 北部コミュニティセンター臨時駐車場

※地域の資源回収は今までどおり行います。

■回収できる資源ごみ

当日に回収できる資源ごみは、次のとおりです。事業ごみやそのほかのごみの回収はできません。

分類	種類	出し方
紙類	○新聞(チラシ含む) ○雑誌 ○段ボール ○アザペーパー(紙封筒、トイレットペーパー・ラップフィルムの芯、名刺)	種類ごとに紐で束ねる
	飲料用紙パック	水洗いして切り開き乾かし、紐で束ねる
	パッケージペーパー(お菓子箱、紙袋など)	紙袋に入れるか、紐で束ねる
繊維類	○衣類 ○シーツ ○毛布 ※綿、ふとん、裁断くずなどは不可、ボタンやファスナーはついたままでも可	まとめて束ね、雨に濡れそうな時はビニール袋に入れる
空き缶類	飲料用アルミ缶	
びん類	○ビールびん	
	○一升びん(茶色・緑色の酒びん)	
	※ラベルのないもの、ヒビや汚れがあるものは不可	中を水洗いする